

京都市伏見区役所深草支所 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務仕様書

1 業務名

京都市伏見区役所深草支所低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務

2 業務対象の低濃度 PCB 廃棄物の保管場所

京都市伏見区深草総合庁舎（京都市伏見区深草向畑町 9 3 - 1） 地下 1 階
（詳細については、別紙「深草総合庁舎地上図・庁舎内見取図」参照）

3 業務対象の低濃度 PCB 廃棄物に関する情報

別紙「低濃度 PCB 廃棄物処分対象リスト」及び「荷姿写真」のとおり

4 業務内容

低濃度 PCB 廃棄物について、関係法令等を遵守のうえ、収集運搬及び処分を行う。

（1）収集運搬

低濃度 PCB 廃棄物について、保管場所から車両に積込み、処分を受注した事業者の施設に運搬し、搬入すること。

（2）無害化处理

低濃度 PCB 廃棄物の処理は、処分を受注した事業者の施設（環境大臣による認定または都道府県知事による許可を受けた施設）で処理すること。

（3）処分

無害化处理後の廃棄物は、関係諸法令に基づき、適正に処分するものとする。

5 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（委託期間内に最終処分まで行うこと）

6 見積合わせ参加資格

（1）京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されている者であること。（収集運搬と処分を行う者が異なる場合は、それぞれが京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されている者であること。）

（2）次のいずれかの許認可を有すること。

ア 廃棄物処理法に基づき、低濃度 PCB 汚染物等の無害化处理認定を受けた者

イ 廃棄物処理法に基づき、低濃度 PCB 汚染物等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた者

ウ 京都府及び処理施設が位置する都道府県から特別管理産業廃棄物収集運搬業（低濃度 PCB 廃棄物）の許可を受けた者

（3）収集運搬費と処分費を合わせた見積書を作成できること。

7 見積書について

（1）見積書提出事業者と、収集運搬事業者又は処分事業者のいずれかが異なる場合は、その事業者の名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載すること。

（2）収集運搬と処分について、それぞれ内訳を記載すること。

（3）見積書の宛先は「京都市伏見区長」と記載すること。

（4）見積書には、担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

（5）見積書は郵送、FAX 又は電子メールで「藤原・角間」宛に送付してください。

8 留意事項

(1) 関係法令等の遵守

本業務委託の実施に当たっては、次に挙げる関係法令等（最新版を適用）を遵守すること。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ウ 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
- エ 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）
- オ 労働安全衛生法
- カ 消防法
- キ その他本業務委託に係る法令等

(2) 低濃度 PCB 廃棄物の保管場所の見学

見積りに当たり、施設の見学を希望される場合は、令和 7 年 7 月 23 日午後 5 時までに、以下の問い合わせ先へ連絡すること。

(3) 契約書の作成等について

対象となる廃棄物の収集運搬を行う者と処分を行う者が異なる場合は、本件業務に係る契約は、提出された見積書を基に、収集運搬と処分の契約を本市とそれぞれの事業者の間で個別に締結し、契約書を作成するものとする。

また、この場合、見積書提出事業者は、責任を持って本市と各業者間の連絡・調整を行うこと。

(4) 業務終了時の報告

受注者は、業務完了後、次の書類を本市に提出すること。

- ア 完了届
- イ 請求書
- ウ 業務写真（積込・運搬・積降・処分場搬入の状況（※）が確認できる写真）
※処分場へ確実に搬入されたことが分かるもの。
- エ マニフェスト伝票 B 2 票（収集運搬の受注者）
- オ マニフェスト伝票 D 票、E 票（処分の受注者）

(5) その他

- ア 本件業務の見積りのために行った準備行為等に係る費用が発生した場合であっても、その費用を京都市に請求することはできません。
- イ 本件業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、本市及び受注者が協議のうえ対応等について決定する。
- ウ 受注者は、PCB 漏れ等の事故が発生しないよう細心の注意を払うこと。万一、PCB 漏れ等の事故が発生した場合は、受注者の責任において直ちに汚染防止の措置を講じるとともに、補修作業を実施すること。
- エ 受注者は、危険防止に必要な安全対策に万全を期すこと。
- オ 契約金額の支払いについては、受注者からの報告により、すべての業務の履行確認を終えた後に行うものとし、本市が適法な支払請求書を受理したときは、30 日以内に支払うものとします。

9 お問い合わせ先

京都市伏見区役所深草支所地域力推進室総務・防災担当（担当：藤原・角間）

〒612-0861

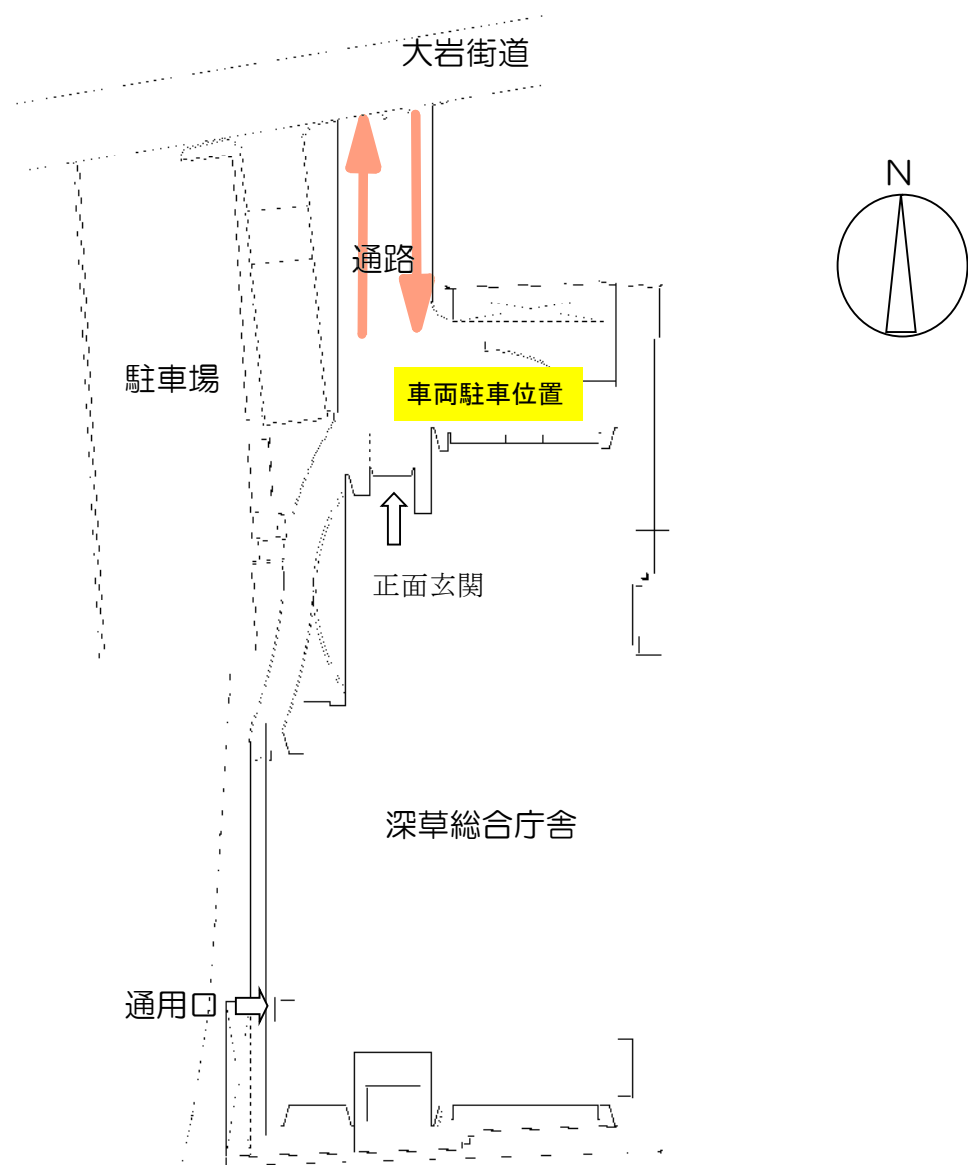
京都市伏見区深草向畑町 9 3-1

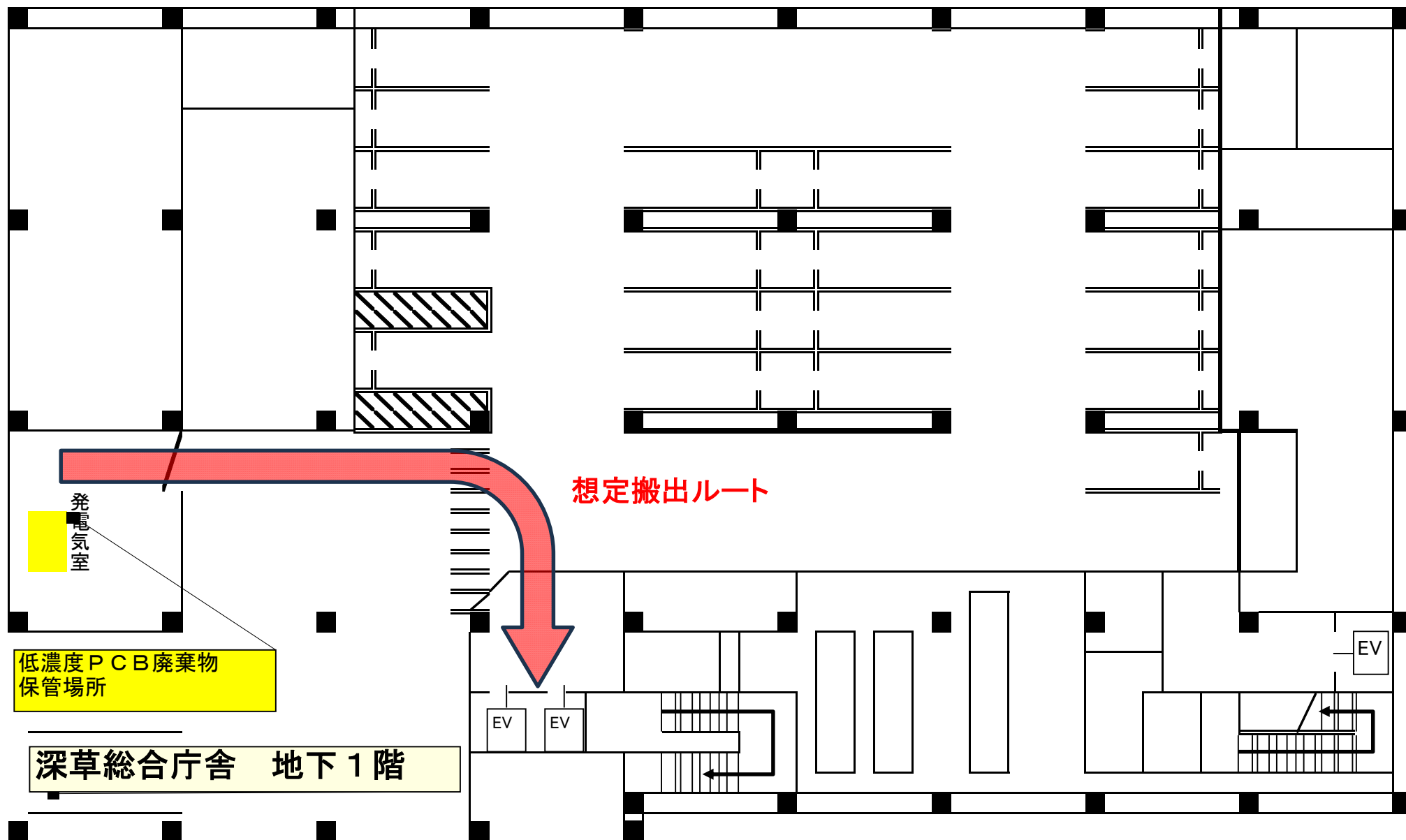
電話番号 075-642-3125

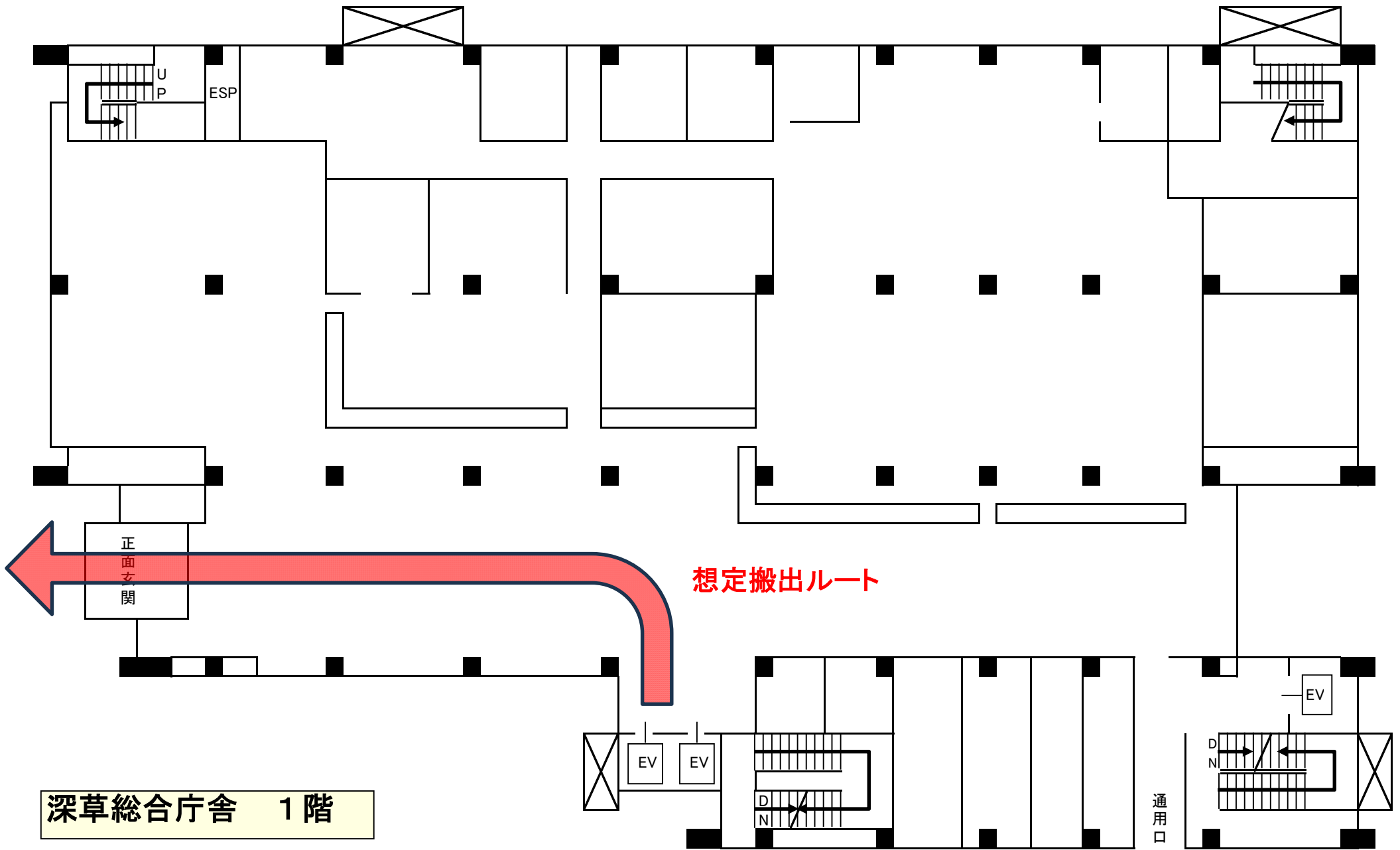
FAX 番号 075-643-7719

E mail fukakusa-somu@city.kyoto.lg.jp

深草総合庁舎 地上図







[illegible]

荷姿写真(計量時)



(ドラム缶空計量)

低濃度PCB 個数47個 総重量 155.4kg	